

ご存知ですか？ 緊急通報システム・救急医療情報カプセル

☎福祉課 ☎73-6651

1人暮らしの高齢者や障がい者が、自宅で安心して暮らすことができるよう、市では「緊急通報システム」や「救急医療情報カプセル」の設置を行っています。

これらは、病気やケガなどで救急搬送が必要になったときなど、いざというときにあなたを支えるものです。



緊急通報システム 本体



緊急通報システム ペンダント

【緊急通報システム】

本人が自宅で体調が悪くなったときなど、「緊急ボタン」を押すだけで、緊急通報センターにつながり、救急車の手配や体調に関する相談対応などを24時間体制で受け付けています。

また、緊急通報センターからの呼びかけに反応できないなど本人の状態が確認できない場合は、地域の協力員(事前登録制)と連携して、安否確認を行った上で救急車を手配するなどの対応を行う場合があります。

☎1人暮らしの高齢者

(おおむね65歳以上で援護が必要な人)

・1人暮らしの重度身体障がい者

☎無料(ただし、機器設置後に2,000円の負担金が必要)

※本人などからの申請後、審査の上、機器を貸し出します。

※機器を設置するには、NTT電話回線と固定電話が必要です。



救急医療情報カプセル



冷蔵庫にステッカーを貼ります

【救急医療情報カプセル】

あらかじめ、救急医療情報(かかりつけ医療機関名や緊急連絡先など)を記入した用紙をカプセルに入れ、冷蔵庫に保管しておきます。

救急搬送を行う際、本人から必要な情報を聞き出せない場合など、救急隊が冷蔵庫に保管されたカプセル情報を確認して対応します。

☎1人暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)

※本人などからの希望により配付します。

※高齢者のみの世帯など、不安のある人はご相談ください

☎無料

鳥害対策の資材購入経費を補助します

☎農林課 ☎73-6661

近年、鳥類(ヒヨドリ)による農作物被害が深刻化しており、鳥類被害防止を図るための資材購入に要する経費に対して補助します。

☎市内の2戸以上の農業者で組織する団体

●補助率…対象経費の3分の1以内(上限20万円)

●対象経費

①防鳥カイトおよび吹き流し資材

②べた掛け資材

③テグス張り資材

☎12月18日(金)

☎農林課までお問い合わせください。

※申請は年度内に1回限りです。また、過年度に本補助金の交付を受けたことがある場合は、対象外となります。

新型コロナウイルス感染症に伴う 支援策

市妊婦応援新生児特別定額給付金

☎こども未来課 ☎73-6652



新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中、市では妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長を応援するため、市妊婦応援新生児特別定額給付金を支給します。

申請書のほか受給権者本人の確認書類の写しおよび振込先の通帳と印かんを持参の上、最寄りの支所またはこども未来課(有家庁舎)で申請してください。

※令和3年1月から、こども未来課は南有馬庁舎に移転します。

●支給対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生し、南島原市の住民基本台帳に登録されている乳児

●受給権者

支給対象児の父または母(支給対象児と同一世帯の者に限る)

●支給額…支給対象児1人につき10万円(1回限り)

●申請期限

支給対象児が出生した日の翌日から起算して2月を経過する日

●手続きなど

・令和2年4月28日から10月20日までの間に出生された新生児(乳児)の受給権者には、申請書などを10月下旬に郵送しています。

・令和2年10月21日以降に出生された新生児の受給権者には出生届を窓口で提出される際に、申請書を配付します。

・令和2年10月21日以降に転入された新生児(乳児)の受給権者には、転入届を窓口で提出する際にご案内します。

※ほかの自治体で、この給付金と同様と認められる給付金を受けている場合は対象になりません。

償却資産の申告をお忘れなく

☎税務課 ☎73-6642

償却資産(事業用資産)には、固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、令和3年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告期限は、2月1日です。期限までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置があります。詳しくは広報みなみしまばら10月号または市ホームページをご覧ください。

■償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置場所も記載してください)。

※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

■主な償却資産の例

●構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など

●機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など

●船舶…漁船、ボート、貨物船など

●車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの

●工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

☎令和3年2月1日(月)